

民生委員・児童委員が委嘱されました

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

12月1日付けで、町の民生委員・児童委員として36人の方が厚生労働大臣より委嘱されました。今後3年間、地域の皆さんの相談相手として、社会福祉の増進のためにご活躍いただきます。よろしくお願いします。

【あなたの地区の民生委員・児童委員】

氏名(敬称略)	担当地区等
山田 一美	新宿-寄島・ルピナス
中村 繁子	新宿-峰岸・本郷
飯島 朋子	池田-下・北
飯島 恵美子	池田-上
逸見 明美	二ノ宮
戸谷 洋子	新里-上(第1)
福島 茂	新里-中・下・赤羽(第2・第3)
山口 信浩	新里-前組
原口 三代子	中新里
川野 順也	小浜・貫井
大島 勝	植竹-第1
清水 八重子	植竹-第2
小峰 幸子	植竹-第3
福島 廣隆	植竹-第4
中沢 均	肥土
石原 吉明	四軒在家
島田 美智子	関口
工藤 敏	元阿保-川西・南組・中宿
岩崎 喜久夫	元阿保-稲中・東組
長島 淳子	八日市-上・南(第1)
木村 葉子	八日市-中・下(第2・第3)
榊 泰広	八日市-東(第4)
塚越 裕	原新田
吉田 ひとみ	熊野堂-2班・4班
加藤 恵	熊野堂-1班・3班
清水 貢	元原
熊丸 好昭	渡瀬-本町
島村 和雄	渡瀬-仲町
原 富士夫	渡瀬-上町(中・上宿)
山口 圭子	渡瀬-上町(根際・八幡地)
野口 章江	秩父瀬・桜城1、2・池尻・幹沢・貫井・県営阿久原住宅
中山 裕子	平・坊地・中居1、2・町当中居住宅
四方田 久美	上阿久原(浜の谷を除く)
福井 正倫	矢納・浜の谷
菊地 直美	主任児童委員
小泉 ますみ	主任児童委員



あなたの相談相手

民生委員・児童委員はいつもそばにいます！

「悩みを誰かに聞いてほしい」「福祉サービスを利用したい」そんなときは、お近くの民生委員・児童委員が相談に応じます。

☆地域ごとに担当がいます

常に住民の立場に立って、地域での生活上の問題、家庭内の心配ごとや高齢者・障害者・児童福祉等あらゆる分野の相談・支援を行っています。

【地域における民生委員の主な仕事】

- ①住民の生活状況の把握
- ②援助を必要とする人の自立支援(相談、助言、援助)
- ③福祉サービスの情報提供
- ④社会福祉事業者などとの連携
- ⑤行政機関との業務協力

☆児童委員を兼ねています

民生委員は、児童福祉法に基づいて児童委員を兼ねています。地域の児童および妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、必要な援助を行っています。

☆安心して相談できる地域のボランティアです

民生委員は、給与は支給されない地域のボランティアです。任期は3年、現在の委員さんの任期は令和7年11月30日までとなっています。

☆民生委員・児童委員協議会の活動

町内の民生委員がその職務をより機能的、効率的に行うため、神川町民生委員・児童委員協議会を組織しています。福祉施策に関する研修会を実施するほか、「ふれあい・いきいきサロン」活動支援など社会奉仕活動を行っています。

「里親制度」をご存知ですか？

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

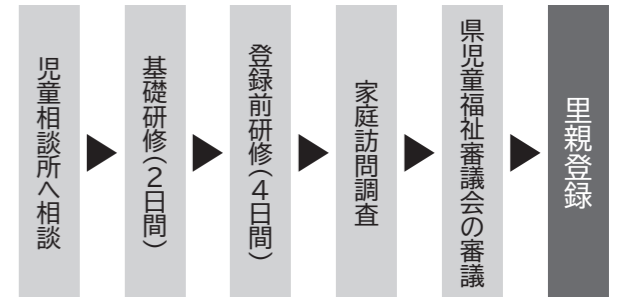
子どもが健やかに成長するためには、安定した家庭環境の中で、保護者の温かい愛情の下に育てられることが必要ですが、何らかの理由で自分の家庭で生活できない子どもがいます。そのような事情を抱えた子どもを家族の一員として迎え、温かい愛情と家庭的な環境で育てていく、児童福祉法に定められた制度が「里親制度」です。実際に町内でも里親登録している方がいらっしゃいます。

里親になってみませんか

現在、埼玉県では、養子縁組を目的とした里親、数日～数カ月など短期間で子どもを預かる里親、長期間で子どもを預かり養育していく里親、中学生や高校生などの大きな子どもと一緒に暮らす里親など、幅広く里親を募集しています。

里親として活躍していくためには県への里親登録が必要です。登録には右記のような手続きが必要となります。

まずは神川町を管轄する熊谷児童相談所へ相談してください。基礎研修と登録前研修の受講、家庭訪問調査、県の児童福祉審議会での審議を経て登録となります。



里親制度に「興味」を持ってください

ぜひこの機会に里親制度について興味を持ってください。将来のある子ども達の健やかな成長を支援するために、里親制度について正しく理解し、里親、里子が生活しやすい環境づくりにご協力ください。また、里親として活躍していくことをご検討ください。

詳しくお知りになりたい方、里親に興味をお持ちの方はぜひご相談ください。

また、役場町民ホールにて里親制度についてのパネル展示会を開催いたします。ぜひお越しください。
実施期間 1月27日(金)～2月10日(金)

【問合せ先】 熊谷児童相談所 里親推進担当 ☎048-521-4152
児童養護施設 上里学園 ☎0495-33-0506



県ホームページ

神川町子育て世帯への臨時特別給付金(町独自分・2回目)

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、光熱水費や食費等の物価高騰に直面する子育て世帯に対し、第2回目の町独自の臨時特別給付金(児童1人あたり2万円)を支給しています。

【対象児童】 ※所得制限はありません。

- ・令和4年10月31日時点で神川町に在住している平成16年4月2日以降に生まれた児童
- ・令和4年11月1日から令和5年3月31日までに生まれた児童

申請が不要な方には通知を送付しています。給付金は令和4年12月27日に振込済です。

【申請が必要な方】

- ・平成16年4月2日～平成19年4月1日時生まれの児童のみを養育している方
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員の方
- ・令和4年11月1日以降、令和5年3月31日までに生まれた児童を養育している方
- ・児童手当特例給付が所得上限限度額を超えて対象外となった中学生までの児童を養育している方

申請期限 2月28日(火) ※新生児の方は別途対応します。



町ホームページ